

改正の概要

1 農耕作業用自動車の機能確認について

- (1) 公道を走行する自動車は、道路運送車両法に基づき、「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号、以下「保安基準」という。)に適合しなければ、運行の用に供してはならないこととされている。
- (2) このため、一般自動車については、型式指定・車検制度により当該保安基準の適合性を確認しているが、農用トラクター、コンバイン等の小型の農耕作業用自動車については、最高速度が 35 km/h 未満であること、道路走行機能がほ場での作業に付随していること等により車検が免除されていることから、所有者自らが保安基準の適合性を証明する必要がある。
- (3) この証明については、道路運送車両法施行規則第 62 条の 3 に基づいて型式の認定を受けた型式であること等を提示することにより行うが、その型式認定は、農耕作業用自動車の場合は道路走行機能がほ場での作業に付随していること、また、構造や形状が特殊であることから、農林水産省が実機により保安基準の適合を確認するとともに、農耕作業用の機能を証明しているところ(メーカーは当該機能確認及び機能証明の書類を添付した型式認定申請書を国土交通省へ提出し、型式認定を受けている。)

2 農耕作業用自動車の機能確認方法

- (1) 農林水産省は、農耕作業用自動車の機能確認を実施するため、「農耕作業用自動車等機能確認要領」(平成 8 年 12 月 27 日付け 8 農産第 9055 号農林水産省農産園芸局長通知、以下「要領」という。)を制定し、機能確認の申請、実施方法、機能確認実施機関等を規定している(実施機関は農研機構 農業技術革新工学センター)。
- (2) また、機能の証明に当たっては、「農耕作業用自動車等機能証明要領」(平成 8 年 12 月 27 日付け 8 農産第 9055 号農林水産省農産園芸局長通知)を制定し、機能証明の申請、審査方法、証明書 of 交付等を規定している。
- (3) 更に、農耕作業用自動車の機能確認の具体的な実施方法について、保安基準及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号、以下「告示」という。)に則し、「農耕作業用自動車等の機能確認の実施方法等について」(平成 8 年 12 月 27 日付け 8 農産第 9055 号農林水産省農産園芸局肥料機械課長通知、以下「通知」という。)を制定し、確認項目別に具体的な確認方法を規定している。

3. 改正の概要

(1) これまで機能確認の排出ガス試験方法は、ディーゼル特殊自動車の検査項目のみであったが、今回の通知改正により、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を備えた自動車の検査項目である7モード法を追加する。

この改正により、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を備えた農耕作業用自動車型式認定を受けることができるようになる。

(2) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成26年1月20日付け）により、公道を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の排出ガス規制値が強化されたが、猶予期間が平成29年8月31日までとなっていた。今回の通知改正により、猶予期間の記載について、削除を行う。

(3) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成27年6月15日付け）により、方向指示器の基準の参照箇所が変更されたため、今回の通知改正でこの変更を反映する。

(4) 本通知で引用している組織が変更されたことを反映

独立行政法人交通安全環境研究所
→独立行政法人自動車技術総合機構

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
→国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

(5) 申請者が提出する添付書面の提出方法を、郵送、持参又はE-mail（PDF形式）から選択できるようにした。